

令和元年第4回6月定例会提出議案の結果と議員の賛否の状況（令和元年6月14日採決）

提出者	審議結果	議案番号	議案名	議 員 名											
				橋本恒	升井祐子	森田洋子	吉田保雄	寺垣智章	杉村宏	宮本純一	川口耕司	澤治樹	田中克美	柳正敏	足立義明
町長	可決	42	森林整備促進基金条例の設定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
町長	可決	43	特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
町長	可決	44	岩美病院の使用料及び手数料条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
町長	可決	45	農産物加工施設建築工事の請負契約の締結	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
町長	可決	46	一般会計補正予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
町長	可決	47	国民健康保険特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
町長	可決	48	介護保険特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
町長	同意	49	固定資産評価審査委員会委員の選任同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議員	可決	発6	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議員	可決	発7	特別委員会の名称及び設置目的の変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

○は賛成・×は反対・除は除斥・欠は欠席 ※足立議長は本会議の採決に加わらない。

請願・陳情審査結果

番号	件名	結果	賛否の状況	不採択の理由
陳情第4号	ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情 提出者 倉吉市湊町328 ハンセン病元患者家族に対する政府の謝罪と賠償を求める会 代表 池原 正雄	継続審査	—	—
陳情第6号	日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書 提出者：埼玉県川越市仙波町2丁目17-34 一般社団法人 日本沖縄政策研究フォーラム 理事長 仲村 覚	継続審査	—	—
請願第3号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を国に求める請願書 提出者 鳥取市西品治806 鳥取県労働組合総連合 議長 田中 暁 紹介議員 田中 克美	不採択	賛成 杉村 宏 田中克美	各国の賃金体系が異なるグローバル社会の中で、日本企業が生き残るためには、企業の自助努力が欠かせず、最低賃金を引き上げることは必要だが、物価や経済状況が地域によって異なる中で、全国一律に最低賃金を直ちに1000円に上げることは、中小企業支援の拡充だけでは小規模事業者の存続が危ぶまれ、岩美町の実態に照らして現実的ではない。
陳情第3号	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書採択を求める陳情 提出者 那覇市銘苅1丁目3番36号ハピネス新都心Ⅱ302 「新しい提案」実行委員会 代表 安里 長従 外6名	不採択	賛成 杉村 宏 田中克美	新基地建設は、世界一危険と言われる普天間基地を一日も早く全面返還するため、基地機能を3分の1に縮小して辺野古に移設するもので、政府は抑止力の維持と負担の軽減を両立する米軍再編に向けて、地方自治法に基づいて沖縄県の意見を受け止めつつ取り組んでいる。
陳情第5号	提出者 東京都新宿区四谷二丁目8番地 全国青年司法書士協議会 会長 半田 久之			
陳情第7号	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情 提出者 鳥取市美萩野2丁目36 ヒバクシャ国際署名をすすめる鳥取県民の会 代表 鳥取県原爆被害者協議会長 後藤 智恵子	採択 (意見書提出)	不採択 橋本 恒 升井祐子 森田洋子 寺垣智章 柳 正敏	—

番号	件名	結果	賛否の状況	不採択の理由
陳情第9号	米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情 提出者 沖縄県宜野湾市真栄原2丁目15番10号 宜野湾市民の安全な生活を守る会 会長 平安座 唯雄	採択 (意見書提出)	不採択 田中克美 趣旨採択 杉村 宏	—
陳情第10号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書 提出者 鳥取市大榎町7-1 鳥取県教職員組合東部支部長 橋本 智洋 外1名	採択 (意見書提出)	全会一致	—
陳情第8号	汚染土および放射性物質等の持ち込み拒否に関する条例の制定の陳情 提出者 鳥取市面影1丁目25-7 岸田 まどか	不採択	採択 吉田保雄 田中克美	汚染土の再利用については、実証実験等で科学的に安全性が証明されていることであり、本案にあるように健康が守られないとの指摘は当たらないものとする。